平成２８年９月２０日
北陸信越運輸局

上越市地域公共交通再編実施計画の認定について
～北陸信越運輸局管内で初～

上越市地域公共交通再編実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、本日、認定を行いましたのでお知らせします。地域公共交通再編実施計画の認定は、北陸信越運輸局管内で初となります。

平成 26 年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、地域公共交通網を持続可能なものとするため、地方公共団体が、①地域公共交通網形成計画を作成すること、②地域公共交通網形成計画に基づいて地域公共交通を再編する計画（地域公共交通再編実施計画）を作成し、この実施を促進すること、ができると定めています。

②について、国土交通大臣の認定を受ければ、道路運送法の許可等の手続きを改めて受ける必要がなくなり、円滑に事業を実施することが可能となります。

今般、上越市から地域公共交通再編実施計画の認定の申請があり、本日９月２０日、認定しました。これは、北陸信越運輸局管内で初めての認定となります。

（上越市地域公共交通再編実施計画の概要）

１．市の中心部（旧上越市）を通るバス系統である上越大通り線について、通勤・通学等の需要に対応し、主要拠点へのアクセスを向上。
２．日本海沿いを通るバス系統である浜線について、上越大通り線との重複路線を統合し、地域の実情に対応。
３．市の東部を通るバス系統である直江津・浦川原線等について、小学校への通学需要に対応。

【問い合わせ先】
北陸信越運輸局交通政策部交通企画課
課　長　　髙橋　智彦
専門官　　長谷川　僚一
電話　０２５－２８５－９１５１（直通）

上越市地域公共交通再編実施計画（平成28年9月認定）の概要

北陸信越運輸局

バス路線の再編後（※　再編する路線のみ記載）

- 1 上越大通り線（鵜の浜～新潟労災病院～市役所～高田駅～上越妙高駅）
- 2 上越大通り線（直江津港・福橋東～西城町～県立中央病院）
- 3 上越大通り線（中央病院～上越妙高駅～新井バスターミナル）
- 4 浜線（柿崎バスターミナル～鵜の浜）
- 5 宮口線（高田駅前～深山荘）
- 6 直江津・浦川原線（マルケーバスセンター～浦川原バスターミナル）
- 7 高田・浦川原線（高田駅～浦川原バスターミナル）
- ⑧ 名立線（新潟労災病院～名立コミュニティプラザ）
- ⑨ 名立区自家用有償旅客運送（うみてらす名立・名立コミュニティプラザ～東飛山）
- ⑩ 吉川西部循環線（くびき駅経由）
- ⑪ 吉川西部循環線（上下浜駅経由）
- ⑫ 大平線（浦川原小学校前～大島コミュニティプラザ）
- ⑬ 月影・下保倉・末広ルート
- ⑭ 東西ルート

※　丸囲み数字・点線の路線は29年４月実施予定。その他は28年10月実施予定。

バス路線の再編前の主な課題

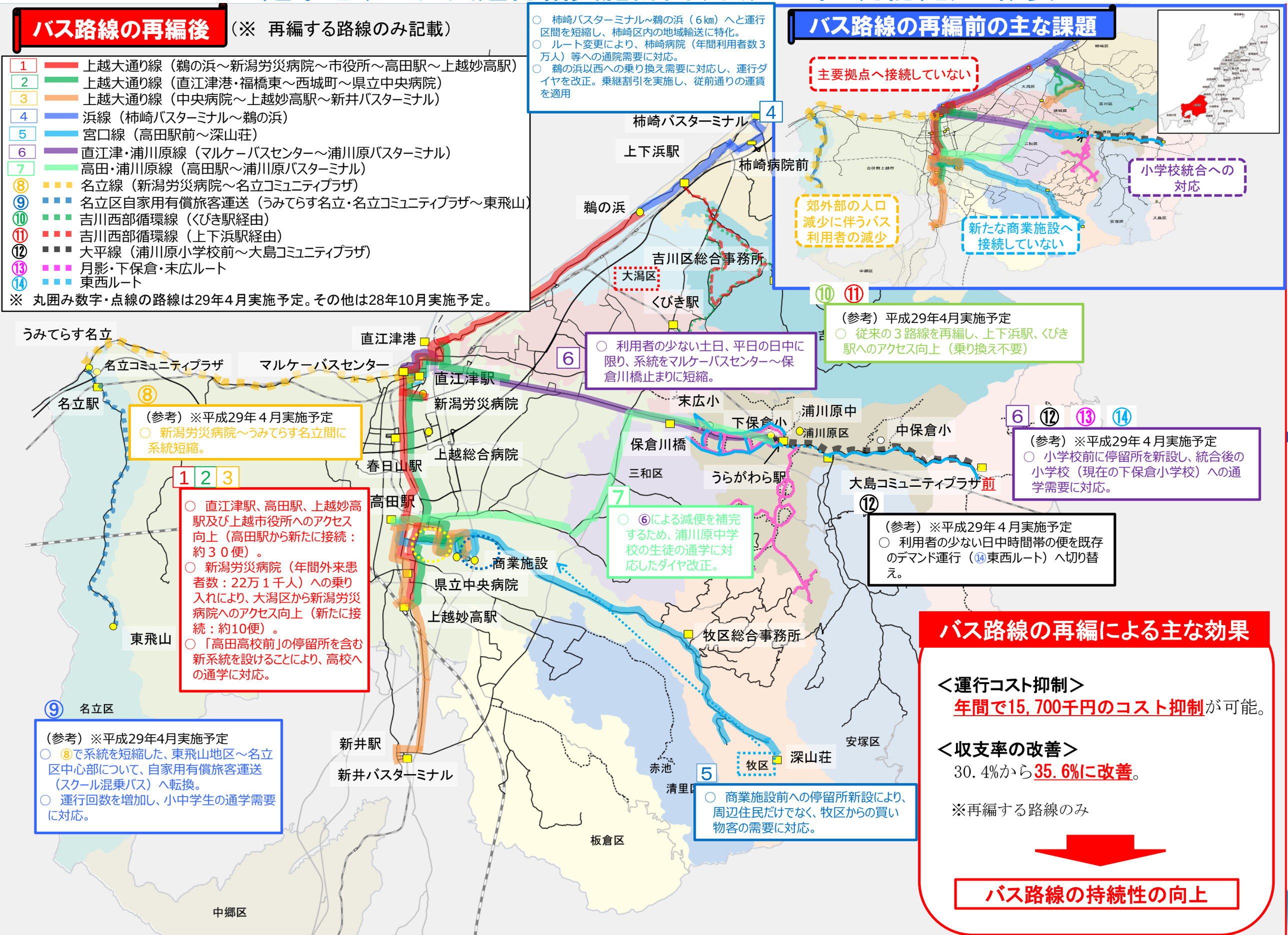

バス路線の再編による主な効果

＜運行コスト抑制＞

年間で15,700千円のコスト抑制が可能。

＜収支率の改善＞

30.4%から**35.6%に改善**。

※再編する路線のみ

バス路線の持続性の向上